

令和4年度第9回豊岡市農業委員会総会（定例会）議事録

令和4年12月23日（金）
（豊岡市役所本庁舎大会議室）
午後1時00分開会

議事日程

諸 報 告

- 日程第1 議事録署名委員の指名
12番 西 沢 泰 裕 委員
14番 高 尾 利 美 委員
- 日程第2 会期の決定 12月23日 1日間
- 日程第3 報告第17号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第4 報告第18号 農地法第43条第1項の規定による届出書受理について
- 日程第5 第53号議案 農地法第3条の規定による許可申請審議について
- 日程第6 第54号議案 農地法第5条の規定による許可申請審議について
- 日程第7 第55号議案 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明について
- 日程第8 第56号議案 農用地利用集積計画の決定について
- 日程第9 第57号議案 農地法第3条第2項第5号括弧書きに規定する別段面積の審議について
- 日程第10 第58号議案 農地法第2条第1項の規定に基づく農地に該当するか否かの判断について

出席委員（17名）

- | | | | |
|------|---------|------|---------|
| 1 番 | 瀧 下 康 徳 | 2 番 | 森 田 強 |
| 3 番 | 平 野 薫 | 4 番 | 宮 岡 正 則 |
| 5 番 | 平 峰 英 子 | 6 番 | 石 橋 重 利 |
| 7 番 | 栗 原 安 信 | 8 番 | 上 坂 定 |
| 9 番 | 井 谷 勝 彦 | 10 番 | 和 田 敏 明 |
| 12 番 | 西 沢 泰 裕 | 14 番 | 高 尾 利 美 |
| 15 番 | 大 谷 均 | 16 番 | 仲 川 弘 之 |
| 17 番 | 原 清 美 | 18 番 | 村 田 憲 夫 |
| 19 番 | 大 原 博 幸 | | |

欠席委員（1名）

- 11 番 中 島 覚

事務局出席職員職氏名

事務局長……………安 藤 洋 一

事務局次長……………兼 井 伸 二

主幹兼係長……………古 谷 明 仁

会長挨拶

○議長（大原 博幸） それではお揃いになりましたし、時間になりましたので、ただ今から第9回豊岡市農業委員会総会を開催したいと思います。

非常に急に寒くなり、今朝は私の家の方でも氷が張るというような状況でした。ただ雪はあまり降っていなくて、浜の方は少し降っているようですけども、大阪は雪が降っているということで季節がちょっとおかしいのかなという感じがせんでもないんですけども、冬らしい年末になりました。今年もわずかとなりましたけれども、今年の文字に「戦」という字が選ばれましたけど、振り返ってみるとロシアのウクライナ侵攻やら中国と米国との経済戦争なり、またスポーツの方でもワールドカップで国同士が戦うというふうな非常に戦いというのが象徴されるような変化の大きい年になったのかなと思っております。人間というのは戦いそういうものが好きな種類なんだと改めて感じたところです。

先日20日ですけども、豊岡市の審議会総会が2つありまして、それに参加したので少しご報告させていただきたいと思っております。まずは、地域農業再生協議会の総会ですけども、この審議会は市の行う来年度の生産調整に関することなどを審議する場なんですけれども、それに参加しましたけれども、いろんなことを決めましたけど、まず、生産調整については来年6月の在庫見通しがほしい現状維持ないしは若干減るという見込みのようでした、昨年、令和4年度と同様な措置で生産調整をやっていききたいと、こういうふうなことになりましたので、また農会長会等通じて説明があると思っておりますけれども、ご承知いただけたらと思っております。それから5年に一度米を作らなければいけないという問題ですけども、これも既定の路線でして、国はするようです。最終的にはお金で解決するということのようにして、畑地化を進めるにあたって高収益作物ですと17万5千円、蕎麦のような畑作物については14万円の支援金を出して、それで進めていこうとなりまして、5年に一度の米作りというのは必須ということのようです。いろんな問題が国の方でも聞き取りされておまして、土地改良のブロックローテーションの問題だとか、ほ場整備の問題があがっているとかいうような問題があるんですけども、結局はお金で解決することになったのかなと私は感じました。またこれらについても農会長会等を通じて情報が流れてくると思っておりますけれども、ご承知おきいただきたいと思っております。

豊岡市農業振興審議会の総会もございました。これは人・農地プランなどを審議する会として、今回3集落から人・農地プランが出てまいりました。一日市と気比と奥野の3集落ですけども、その内、一日市は変更の協議、新規は気比と奥野の集落でした。いずれも承認されたということで新たに付け加えられましたのでご紹介しておきたいと思っております。

以上、若干情報提供も含めて挨拶とさせていただきますのでよろしくお願いいたします。それでは座って進行させていただきます。

○議長（大原 博幸） 本日は多くの案件を抱えておりますので、委員の皆様、事務局の皆さん、説明、質疑、答弁にあたりましては、議案の主旨を逸脱しないよう、くれぐれも要点を押さえ、簡潔明瞭に行うなど、スムーズな議事進行に格別のご協力をお願い申し上げます。

また、ご発言の際は、議長の指名の後、発言者名を必ず名乗って、マイクを使用してから行っていただきますようお願いいたします。

諸報告

○議長（大原 博幸） 日程に先だち諸報告をします。

欠席、遅刻等の通告委員を報告します。欠席、11番 中島委員。以上通告を受けております。

行政報告

○議長（大原 博幸） それでは、農業委員会にかかる行政報告をいたします。

行政報告については、別紙のとおりとなっておりますのでご清覧ください。

以上で行政報告を終わります。

○議長（大原 博幸） 続いて行政報告に関する質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいまの出席委員数は17名であります。

定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

ただ今から第9回豊岡市農業委員会総会（定例会）を開会いたします。

本日の会議に付した事件は、報告案件2件、許可申請案件23件、証明案件7件、協議案件3件、合計35件です。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しております資料のとおりです。

直ちに日程に入ります。

議事録署名委員の指名

○議長（大原 博幸） 日程第1、「議事録署名委員の指名」を行います。

議事録署名委員は、議長より2名を指名します。

12番 西 沢 泰 裕 委員

14番 高尾利美 委員

以上の委員をお願いします。

会期の決定

○議長（大原 博幸） 日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

第9回農業委員会総会（定例会）は、本日1日限りにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 異議なしと認めます。

よって第9回総会（定例会）は、本日12月23日の1日間と決定しました。

農地法第18条第6項の規定による通知について

○議長（大原 博幸） 日程第3、報告第17号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（大原 博幸） 事務局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第17号「農地法第18条第6項の規定による通知について」の報告事項を終わります。

農地法第43条第1項の規定による届出書受理について

○議長（大原 博幸） 日程第4、報告第18号「農地法第43条第1項の規定による届出書受理について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（大原 博幸） 事務局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

12番 西沢委員。

○12番（西沢 泰裕） このハウスについて、棟高、軒高は記載されておりますけれども、間口、奥行きはどうなっていますか。

○議長（大原 博幸） 事務局、お願いします。

○事務局（古谷 明仁） 間口8メートル、奥行き21メートルです。

○12番（西沢 泰裕） ありがとうございます。

○議長（大原 博幸） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第18号「農地法第43条第1項の規定による届出書受理について」の報告事項を終わります。

第53号議案、農地法第3条の規定による許可申請審議について

○議長（大原 博幸） 付議事項に入ります。日程第5、第53号議案「農地法第3条の規定による許可申請審議について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（大原 博幸） 事務局の説明は終わりました。

引き続き、現地確認をいただいた委員の方に補足説明が必要な案件がありましたらお願いします。

豊岡地域の現地調査の調査員を代表して、5番 平峰委員、お願いします。

○現地調査員（平峰 英子） 12月12日に事務局2名、6番石橋委員、5番平峰で現地確認を行いました。事務局の報告のとおり、特に補足事項はございません。

○議長（大原 博幸） 日高、出石、但東地域の現地調査の調査員を代表して、8番 上坂委員、お願いします。

○現地調査員（上坂 定） 12月13日、7番栗原委員と事務局2名、計4名で該当地を現地確認に回っております。今しがたの説明のとおり、特別補足することはございません。

○議長（大原 博幸） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。 討論を省略して、採決に入ることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (大原 博幸) 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。 本案件を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (大原 博幸) 異議なしと認めます。

よって、第53号議案「農地法第3条の規定による許可申請審議について」は原案のとおりすべて可決されました。

許可書を発行します。

第54号議案、農地法第5条の規定による許可申請審議について

○議長 (大原 博幸) 日程第6、第54号議案「農地法第5条の規定による許可申請審議について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長 (大原 博幸) 事務局の説明は終わりました。

引き続き、現地確認をいただいた委員の方に補足説明が必要な案件がありましたらお願いします。

豊岡、竹野地域の現地調査の調査員を代表して、5番 平峰委員、お願いします。

○現地調査員 (平峰 英子) こちらも先ほどと同様12月12日、事務局2名、6番 石橋委員、5番平峰で現地確認を行いました。事務局の報告のとおり、特に申し上げることはございません。

○議長 (大原 博幸) 日高、但東地域の現地調査の調査員を代表して、8番 上坂委員、お願いします。

○現地調査員 (上坂 定) 12月13日、7番栗原委員と事務局2名、計4名で現地確認を行っております。先ほどの事務局の説明のとおりで特に補足することはございません。

○議長 (大原 博幸) これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (大原 博幸) 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。 討論を省略して、採決に入ることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大原 博幸） 異議なしと認め、これより採決を行います。
お諮りします。本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 異議なしと認めます。
よって、第54号議案「農地法第5条の規定による許可申請審議について」は、原案のとおりすべて可決されました。
許可相当という意見を付して県知事に進達します。

第55号議案、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明について
○議長（大原 博幸） 日程第7、第55号議案「農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明について」を議題とします。
事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（大原 博幸） 事務局の説明は終わりました。
引き続き、現地確認をいただいた委員の方に補足説明が必要な案件がありましたらお願いします。

豊岡、竹野地域の現地調査の調査員を代表して、5番 平峰委員、お願いします。

○現地調査員（平峰 英子） こちらも12月12日に事務局2名、6番石橋委員、5番平峰の4名で現地確認を行いました。事務局の報告どおり、特に補足事項はございません。

○議長（大原 博幸） 出石、但東地域の現地調査の調査員を代表して、8番 上坂委員、お願いします。

○現地調査員（上坂 定） 12月13日、7番栗原委員と私、事務局2名、計4名で現地確認を行いました。先ほどの説明のとおり、特に付け加えることはございません。

○議長（大原 博幸） これより質疑に入ります。
質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 質疑なしと認めます。
以上で質疑を終結します。
お諮りします。討論を省略して、採決に入ることにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 異議なしと認め、これより採決を行います。
お諮りします。本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 異議なしと認めます。

よって、第55号議案「農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明について」は、原案のとおりすべて可決されました。

証明書を発行します。

第56号議案、農用地利用集積計画の決定について

○議長（大原 博幸） 日程第8、第56号議案「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（大原 博幸） まず設定番号1番から522番について審議いただきます。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（大原 博幸） 事務局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。

本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 異議なしと認めます。

○議長（大原 博幸） 引き続き、設定番号523番について審議いただきます。

なお、栗原安信委員につきましては、農業委員会に関する法律第31条の規定により議事に参加することができません。

退席をお願いします。

（栗原委員の退席）

○議長（大原 博幸） 事務局、説明願います。

【事務局説明】

- 議長（大原 博幸） 事務局の説明は終わりました。
これより質疑に入ります。
質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）
- 議長（大原 博幸） 質疑なしと認めます。
以上で質疑を終結します。
お諮りします。討論を省略して、採決に入ることにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 議長（大原 博幸） 異議なしと認め、これより採決を行います。
お諮りします。
本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 議長（大原 博幸） 異議なしと認めます。
では、栗原安信委員は着席してください。
（栗原委員の着席）
- 議長（大原 博幸） 引き続き、設定番号524番について審議いただきます。
なお、大谷均委員につきましては、農業委員会に関する法律第31条の規定により議事に参加することができません。
退席をお願いします。
（大谷委員の退席）
- 議長（大原 博幸） 事務局、説明願います。

【事務局説明】

- 議長（大原 博幸） 事務局の説明は終わりました。
これより質疑に入ります。
質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）
- 議長（大原 博幸） 質疑なしと認めます。
以上で質疑を終結します。
お諮りします。討論を省略して、採決に入ることにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 議長（大原 博幸） 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。

本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (大原 博幸) 異議なしと認めます。

では、大谷均委員は着席してください。

(大谷委員の着席)

○議長 (大原 博幸) 第56号議案「農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおりすべて可決されました。

「計画書のとおり、農用地利用集積計画を決定する。」旨の決定通知書を送付します。

第57号議案、農地法第3条第2項第5号括弧書きに規定する別段面積の審議について

○議長 (大原 博幸) 日程第9、第57号議案「農地法第3条第2項第5号括弧書きに規定する別段面積の審議について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長 (大原 博幸) 事務局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (大原 博幸) 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して、採決に入ることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (大原 博幸) 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。

本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (大原 博幸) 異議なしと認めます。

よって、第57号議案「農地法第3条第2項第5号括弧書きに規定する別段面積の審議について」は、原案のとおり可決されました。

第58号議案、農地法第2条第1項の規定に基づく農地に該当するか否かの判断について

○議長（大原 博幸） 日程第10、第58号議案「農地法第2条第1項の規定に基づく農地に該当するか否かの判断について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（大原 博幸） 事務局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 異議なしと認めます。

よって、第58号議案「農地法第2条第1項の規定に基づく農地に該当するか否かの判断について」は、原案のとおり可決されました。

所有者及び関係機関に非農地通知書を送付します。

閉会

○議長（大原 博幸） お諮りします。本会に付議された議事はすべて終了しました。

これをもって、本会議を閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 異議なしと認めます。

よって、本会はこれをもって閉会することに決定しました。

これにて、令和4年度第9回豊岡市農業委員会総会（定例会）を閉会します。

午後2時00分閉会